

令和3年8月3日
千葉県信用保証協会

**令和3年8月1日以降の経営安定関連保証5号の
指定期間及び指定業種の変更について**

このたび、経営安定関連保証5号の指定期間・指定業種が告示されましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 指定期間・指定業種範囲の変更について

指定期間：令和3年8月1日から令和3年12月31日まで

※全業種指定から特定業種へ指定範囲の変更が行われました。詳細は中小企業庁のホームページ (https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm) をご確認ください。

2. 5号認定を必要とする主な保証制度

- ・経営安定関連保証
- ・伴走支援型特別保証制度
- ・千葉県制度「セーフティネット資金（市町村認定枠）」
- ・千葉県制度「新型コロナウイルス感染症対応伴走支援資金」
- ・市町村制度（5号認定で利用できる制度）

3. 認定書について

認定書の有効期間内に金融機関又は保証協会に保証申込を行うことが必要とされています。事前内定の本申込についても、認定書の有効期間内に金融機関又は保証協会に保証申込を行うことが必要となりますので、ご注意願います。

新型コロナウイルス感染症の影響による資金繰りや経営に関するご相談も承りますので、下記のご相談窓口までお問合せください。

【ご相談窓口】

本 店 TEL 043-221-8111

松戸支店 TEL 047-365-6010

以 上

お問い合わせ先
企画部 経営企画課
担当：山本・内山
TEL 043-221-8185